

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号、令和7年(ワ)第419号
志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 ほか

被告 北陸電力株式会社

第65準備書面

- 浜岡原発データ捏造問題から導かれる本訴訟の進め方 -

2026年4月20日

金沢地方裁判所民事部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩淵 正明

ほか



第1 本書面の目的

- 1 本書面は、後述する浜岡原発データ捏造問題から必然的に導かれる本訴訟の進め方について整理することを目的とするものである。
- 2 本訴訟の従前の裁判体が示した審理方針は、以下のとおりである。

加島滋人裁判長、釜村健太裁判官及び浅井彩香裁判官（以下、加島滋人裁判官を裁判長とする裁判体を「加島コート」という。）は、2018年3月26日の第26回口頭弁論期日において、原子力規制委員会による新規制基準適合性の審査と裁判所による人格権侵害の有無の審理・判断は別個のものであるものの、両者は本件の中心的争点である活断層に係る判断では相当程度重なり合うなどとして、原子力規制委員会の活断層に関する判断が出るまでは裁判所は判決を出すことを先送りするという審理方針を示した。

山門優裁判長、小嶋順平裁判官及び小椋智子裁判官（以下、山門優裁判官を裁判長とする裁判体を「山門コート」という。）は、2020年7月13日の第30回口頭弁論期日において、加島コートが示した上記審理方針を現時点では

変更しない旨述べ、山門コートは、その後の期日においても、上記審理方針を変更しない旨述べていた。

土屋毅裁判長、中嶋万紀子裁判官及び塩島なつ美裁判官（以下、土屋毅裁判官を裁判長とする裁判体を「土屋コート」という。）は、2023年6月1日の第40回口頭弁論期日において、審理方針について言及せず、土屋コートは、その後の期日においても、審理方針について言及することはなかった。

- 3 原告らは、第60準備書面において、主に司法の役割の観点から、加島コート及び山門コートが示した上記審理方針は不当であり、原子力規制委員会の新規制基準適合性審査における判断を待つことで判決を先送りにするのではなく、裁判所が独自に人格権侵害の有無を判断して判決を出すべき旨主張していたところ、このことが浜岡原発データ捏造問題によりいっそう明らかになったことについて以下に述べる。

第2 浜岡原発データ捏造問題

- 1 中部電力は、2026年1月5日、浜岡原発3・4号機の新規制基準適合性審査において、断層モデルの手法によって基準地震動を策定する前提となる統計的グリーン関数を算出するにあたり、原子力規制委員会に対しては、「計算条件の異なる20組の地震動を計算し、それらの平均に最も近い波を代表波として選定する方法を用いた」旨の説明をしていたにもかかわらず、実際には、①「20組の地震動とその代表波」のセットを一つではなく多数作成し、その中から中部電力が恣意的に一つのセットを選定したり、②意図的に「平均に最も近い波ではないものを代表波」として選定した上で、当該代表波が20組の平均に最も近くなるように残りの19組を選定し、「20組の地震動とその代表波」のセットを作成したりしていたことを明らかにした。原子力規制委員会への外部通報で発覚したという。

2 これに対し、原子力規制委員会は、「捏造であり、前代未聞の事案」（山中委員長）、「捏造又は改竄にあたる」（山岡委員）、「中部電力の申請書でどこが信用できるかわからない」（杉山委員）、「国費を無駄にするような行為だ」（神田委員）と厳しくコメントした。

3 原子力規制委員会は、この浜岡原発データ捏造問題が発覚した時点で、浜岡原発3・4号機の基準地震動をめぐって「概ね妥当」と評価していた。このデータ捏造問題の深刻さは、中部電力が不正をしたという点だけではない。外部通報があるまで、原子力規制委員会が不正に気づくことができなかつた点が、それ以上に深刻な問題である。

なぜ、原子力規制委員会は、中部電力のデータ捏造に気づくことができなかつたのか。これは、原子力規制委員会の職務怠慢ではない。そもそも、日本の原子力規制は、原子力規制委員会が不正に気づくことができるようには組み立てられていない。

原子力規制委員会の担当者は、「事業者側がデータの正確性に責任を持つべきだ」「審査の評価を構成する過程を一つ一つ詳細に確認することはできないし、やっていない」と説明しており、これが事実である。例えば、基準地震動を策定する際、事業者は、①地震に関するデータを集め、これを選択し、評価し、②その評価に基づいて基準地震動を算出する。原子力規制委員会は、②はチェックするが①はチェックしない。一次データは見ないのである。

なぜ、原子力規制委員会は、前記①のデータを直接チェックしないのか。それは、原子力規制委員会及び原子力規制庁にこれができるような人的、物的、予算的条件がないからである。原子力規制委員会の山中委員長が、記者から「（他の原発に）水平展開しないのか」という質問を受けて「事業者に注意喚起して身を引き締めてもらいたい」とだけ述べて、他の事業者を調査することを頑なに拒んだのは、原子力規制委員会及び原子力規制庁の人的、物的、予算的な現

状を前提とする限り、ある種やむを得ないといえるかもしれない。

しかし、原子力事業者にこのような性善説が通用するはずがない。過去、原子力事業者が起こした不祥事は、敦賀原発の事故隠し（１９８１年発覚）、志賀原発の鉄筋データ改竄（１９８９年発覚）、東京電力の２９件にもわたる記録の不正記載（２００２年発覚）、志賀原発の臨界事故隠し（２００７年発覚）、敦賀原発のデータ改竄（２０２０年発覚）など、枚挙にいとまがない。中部電力以外の事業者がデータ捏造をしていない等と信じる根拠は存在しない。

第３ 浜岡原発データ捏造問題から導かれる本訴訟の進め方

前記第２で述べたとおり、浜岡原発データ捏造問題が発覚したことにより、原子力規制委員会には、原子力事業者のデータ捏造、不正操作等を見抜く能力がないことが明らかになった。原子力規制委員会の初代委員長であった田中俊一氏は「自分たちは、基準への適合を見ているだけで、適合していてもその原発を安全だとは言わない」と繰り返し述べていたが、原子力規制委員会の審査は、田中初代委員長が述べるように原発の安全性を担保するものではないどころか、新規制基準適合性の審査能力すら欠くものであることが明らかになった。

本訴訟においても、原子力規制委員会の新規制基準適合性審査における判断が志賀原発の安全性を担保するものでないことから、判決を出すにあたって原子力規制委員会の判断を待つ必要はなく、裁判所が独自に人格権侵害の有無を判断し判決を出すべきであるということが、浜岡原発データ捏造問題の必然的帰結として導かれるものである。

以上